

5 島根県立大学短期大学部学修・修得単位等の単位認定に関する規程

平成19年4月1日
島根県立大学短期大学部規程第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第24条から第27条に規定する他の短期大学又は大学における授業科目の履修等、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「他大学等」とは、他の短期大学又は大学をいう。

- 2 この規程において、「特定学修」とは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第15条第1項の規定により文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第69号）をいう。
- 3 この規定において、「既修得単位等」とは、学生が学科に入学する前に短期大学若しくは大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）又は学生が学科に入学する前に行った特定学修をいう。
- 4 この規程において、「外国通信学修」とは、国内で履修する外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目であつて学長が教育上有益と認めるものをいう。

第2章 他大学等における履修の許可

(授業科目の履修の許可)

第3条 他大学等における授業科目の履修（学則第15条に規定する留学の場合を除く。）については、次に掲げる要件を満たす場合に、教授会の議を経て学長が許可する。

- (1) 履修しようとしている他大学等の授業科目の内容等が、本学の教育目的に照らし有益と認められること。
 - (2) 学生が、履修しようとしている他大学等の授業科目の単位等を取得できる身分を有する者であること。
 - (3) 学生が、本学に6か月以上在籍している者であること
- 2 本学が、他大学等と単位等の互換に関して協定書等を締結している場合にあつては、前項の規定にかかわらず、授業科目の履修について許可することができる。

(履修の申請)

第4条 他大学等における授業科目の履修について許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて他大学等における履修願（様式第1号）を、学長に提出しなければならない。

- (1) 他大学等での身分及び単位等の取得可能性を示すもの
 - (2) 他大学等の学校案内及び授業科目等の内容がわかるもの
 - (3) 他大学等において履修しようとしている授業科目についての履修等計画書
- 2 他大学等と本学が、単位等の互換に関して協定書等を締結している場合にあつては、前項第1号及び第2号の書類を省略することができる。

第3章 学修・修得単位等の単位認定

(単位の認定申請)

第5条 第3条及び学則第15条の規定に基づき学長の許可を受けた者が、他大学等で修得した単位について、学科における授業科目を履修したものとして単位の認定を受けようとするときは、原則として学期の始めに、次の各号に掲げる申請書類を提出しなければならない。

- (1) 学修・修得単位等の単位認定申請書（様式第2号）
- (2) 成績証明書

(3) 講義等の概要

第6条 特定学修、既修得単位等又は外国通信学修について、学科における授業科目を履修したのものとして単位の認定を受けようとするときは、原則として学期の始めに、前条各号に掲げる申請書類を提出しなければならない。

(単位の認定)

第7条 前2条の規定により申請した他大学等で修得した単位、特定学修、既修得単位等又は外国通信学修(以下「学修・修得単位等」という。)が、認定を受けようとする授業科目と単位数が同等以上で、かつ、授業科目の内容に類似性があり学科における授業科目に読み替えが可能なものについて、学科の単位として認定する。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、学修・修得単位等を学則第27条に定める単位数を上限として、本学の成績評価に換算し、学則別表1に定める単位数で学科の単位として認定する。ただし、成績評価の換算が困難なものについては、学則第22条の規程にかかわらず、単位数のみを認定することができる。

3 学修・修得単位等の単位数が、学科における授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。ただし、既修得単位等の単位数が学科における授業科目の単位数に満たない場合であっても、複数の既修得単位等を併せたものが、認定を受けようとする授業科目と単位数が同等以上で、かつ、授業科目の内容に類似性があり学科における授業科目に読み替えが可能なものになる場合は、単位を認定することができる。

4 第3条第2項の規程に基づき許可された場合又は島根県立大学短期大学部留学規程第2条第1号及び第2号の規定に該当し留学を許可された場合には、前3項の規定にかかわらず、単位の認定については、協定書等の定めるところによる。

(認定機関)

第8条 単位の認定は、該当する授業科目の関係教員の判定に基づき、教務委員会の議を経て教授会が行う。

2 教務委員会は申請に係る学修・修得単位等について、申請者である学生からその内容及び修得の状況を確認することができる。

第4章 認定後の事務処理

(認定結果の通知)

第9条 学長は、単位の認定結果を、その都度申請者に通知するものとする。

(履修登録の抹消)

第10条 第7条の規定に基づき単位の認定を受けた者は、認定を受けた授業科目について、すでに履修登録を行なっている場合は、直ちに履修登録の抹消を行なわなければならない。

2 前項に規定により履修登録の抹消を行なう場合は、履修登録抹消申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

年 月 日

他大学等における履修願

島根県立大学短期大学部学長 様

学籍番号
学科名等
氏 名

年次生

下記のとおり他の大学等で授業科目の履修等を行ないたいので、許可願いたく申請します。

記

- 1 履修を行なう学校名等
- 2 学校等の所在地
- 3 履修を行なう期間

学修・修得単位等の単位認定申請書

年 月 日

島根県立大学短期大学部学長 様

学籍番号
学科名等
氏 名

年次生

学修、修得した下記の単位等について、学科の授業科目の単位として認定していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

修得区分	大学・短大・その他	学校・学部学科の名称 専門学校・検定機関等の名称		在籍期間等	年 月～ 年 月
------	-----------	-----------------------------	--	-------	----------

単位の認定を受けようとする授業科目			他大学等で修得した単位、特定学修、既修得単位等又は外国通信学修の内容・単位数等			
番号	授業科目名	単位数	授業科目名等	単位数等 (授業時間数)	成績評価	授業内容・取得年月日等

- 添付書類 (1) 成績証明書（短期大学、大学、専門学校、検定機関等が発行した履修、学修、修得単位、成績評価を証明する書類）
 (2) 講義等の概要（授業の内容、授業時間数又は単位数、検定の内容などが分かる書類（複写可））

